

## 現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置等について

建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置についてはこれまでもお願いしてきたところですが、「建設業法施行令の一部改正（令和5年1月1日施行）」に伴い、相模原市発注の建設工事における技術者の配置条件等を建設業法等に基づき次のとおりまとめましたので、再度ご確認の上、遵守くださいますようお願いいたします。

### 1 建設業法における技術者制度

建設業者は、請け負った建設工事を施工するときは、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者で、施工の技術上の管理をつかさどる者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等については、以下のとおりです。

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			その他（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、解体、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設		
	建設業の許可	特定建設業		一般建設業	特定建設業	
元請工事における下請金額合計	4,500万円 （※1）以上	4,500万円 （※1）未満	4,500万円 （※1）以上は 契約できない	4,500万円 以上	4,500万円 未満	4,500万円 以上は契約できない
工事現場に置くべき技術者の資格要件	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
技術者の専任	公共性のある工作物（建設業法施行令第27条に定める、ほとんどの施設）に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上となる工事					
資格者証及び講習修了履歴の必要性	発注者が、国・地方公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が、国・地方公共団体等のときに必要	必要ない	

※1 建築一式工事の場合7,000万円

## 2 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置条件

請負金額や種別に応じた技術者等の配置条件は、以下のとおりです。

（下記で示している現場数について、主任技術者と現場代理人を兼務している場合は1現場とみなす）

請負金額【工事種類】	種別（※1）	常駐・専任	配置できない者
4,000万円以上 (建築一式工事の場合は8,000万円以上)	現場代理人	常駐 (※2、※9)	・営業所の専任技術者 ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任（監理）技術者
	主任（監理）技術者	専任 (※3、※10)	・営業所の専任技術者 ・他工事の現場代理人 ・他工事の主任技術者
4,000万円未満 (建築一式工事の場合は8,000万円未満) (単価契約の工事の場合、請負金額は発注上限額と読み替える)	現場代理人	常駐 (※4、※9)	・営業所の専任技術者 ・他工事（4,000万円以上）の現場代理人 ・他工事（4,000万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上）の主任（監理）技術者
	主任技術者	なし (※5) (2現場まで)	・他工事（4,000万円以上）の現場代理人 ・他工事（4,000万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上）の主任（監理）技術者

※1 配置する主任（監理）技術者は、同工事の現場代理人を兼任することができます（各営業所の専任技術者は除く）。

※2 「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在し、その職務に従事していることをいいます。

※3 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

※4 現場代理人は工事現場に常駐する必要があるため、1人の現場代理人が1件の工事現場に係る職務に従事することが原則となります（1人1現場）が、本市では請負金額（単価契約の場合は発注上限額）4,000万円未満の工事の場合、同一の現場代理人を2件の工事現場の現場代理人として配置できることとします（1人2現場）。ただし、下記の「※8 兼任の条件」を満たす場合に限りです。

※5 建設工事の適正な施工を確保するためには可能な限り、主任技術者は工事現場ごとに専任で配置することが望ましいですが、本市では、請負金額4,000万円未満の工事（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の場合、同一の主任技術者を2件の工事現場の主任技術者として配置できることとします（1人2現場）。

※6 1件の請負金額（単価契約の場合発注上限額）が4,000万円未満の工事2件まで、以下の配置を可能とします。

・現場代理人が同工事の主任（監理）技術者と兼務する場合、他工事の現場代理人若しくは主任（監理）技術者を兼務することができます。また、他工事の現場代理人と主任（監理）技術者、両者についても兼務ができます。

・現場代理人が同工事の主任（監理）技術者と兼務しない場合、他工事の主任（監理）技術者と兼務できます。

**建築一式工事においては1件の請負金額が8,000万円未満であれば、主任技術者が他工事の主任技術者を兼任することができます。**

※7 営業所の専任技術者（建設業法に定める各営業所の専任技術者）は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているため、原則として現場代理人及び工事現場の主任（監理）技術者になることはできません。ただし、本市では、特例として、請負金額4,000万円未満の工事（建築一式工事の場合は8,000万円未満）については、営業所及び工事現場が共に市内に所在する場合に限り、営業所の専任技術者を工事現場（1件に限る）の専任を要しない主任

(監理) 技術者として配置できることとします。

なお、平成20年4月以降、上記取扱いを含め配置する技術者等について確認をしています。

#### ※8 兼任の条件

- ・本市発注工事を受注した場合であること
- ・現場代理人は工事現場に常駐する必要がありますが、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、常駐を要しないこととすることができます。詳細については、※9をご確認ください。
- ・現に現場代理人を兼任していないこと（兼任は1人2現場まで）
- ・入札時の「現場説明書」や「仕様書」に兼任を認めない旨の表記がなされていないこと。
- ・契約時に「現場代理人兼任配置届」を契約課へ提出し受理されていること。

#### ※9 現場代理人は工事現場に常駐する必要がありますが、次の①から④までのいずれかに該当するときは、工事現場への現場代理人の常駐を必ずしも要しない場合があります。

ただし、いずれの場合も、本市と受注者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは工事打合せ書等の書面により明確となっている場合とします。なお、本市と常に携帯電話等により連絡体制が確保され、本市からの指示に対応できると本市が認める場合で、本市と受注者が協議し工事打合せ書等の書面に明記した期間とします。

入札等において、入札書等に添付する「配置予定現場代理人・技術者届」、「配置予定現場代理人・特例監理技術者・監理技術者補佐届」の配置予定現場代理人は、契約締結日（余裕期間設定の工事においては実工期）から履行期限日まで配置できる人としてします。

また、④の場合、市が通知する「工事検査結果及び工事評価通知書」も工事打合せ書等の書面に含めます。

- ①契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④工事完成後、検査が終了（修補の検査も終了）し、書類整理等の事務手続きのみが残っている期間

\* 上記の期間は現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であり、原則、他の工事の現場代理人や主任（監理）技術者として常駐や専任として配置できる要件ではないことに留意してください。ただし、上記※4の要件に該当する場合は兼任として認められますが、兼任が認められた場合でも上記の期間は兼任の対象案件から除かれるものではありません。

#### ※10 工事現場に専任で配置する必要がある場合、その専任期間は契約工期が基本となりますが、上記※9の①から④までのいずれかに該当するときは、工事現場への主任（監理）技術者の専任を必ずしも要しない場合があります。

ただし、いずれの場合も、本市と受注者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは工事打合せ書等の書面により明確となっている場合とします。なお、本市と常に携帯電話等により連絡体制が確保され、本市からの指示に対応できると本市が認める場合で、本市と受注者が協議し工事打合せ書等の書面に明記した期間とします。

入札等において、入札書等に添付する「配置予定現場代理人・技術者届」、「配置予定現場代理人・特例監理技術者・監理技術者補佐届」の配置予定技術者は、契約締結日（余裕期間設定の工事においては実工期）から履行期限日まで配置できる人としてします。

また、上記※9の④の場合、市が通知する「工事検査結果及び工事評価通知書」も工事打合せ書等の書面に含めます。

\* 専任を要しない期間は、主任（監理）技術者が工事現場に専任することを必ずしも要しない期間であり、原則、他の工事の現場代理人や主任（監理）技術者として常駐や専任として配置できる要件ではないことに留意してください。

\* 上記※9の③の工場製作のみが行われている期間においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合で、本市が契約締結後に認めるときは、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理できるものとします。

### 3 監理技術者の配置について

建設業法の改正（令和2年10月1日施行）に伴い、法第26条第3項のただし書の規定を適用した監理技術者（以下、「特例監理技術者」という）について、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という）を設置することにより、2件の工事の兼務が可能となり、本市の運用については次のとおりとします。

#### （1）特例監理技術者の配置が可能となる工事

本市発注の工事で、総合評価方式を除く1億円未満の工事とします。

ただし、特例監理技術者の配置ができない工事については、入札案件概要書の備考欄に記載します。

#### （2）監理技術者補佐になり得る者の条件

次をすべて満たす者を当該施工現場に専任で配置することとします。

- ① 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ② 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、監理技術者補佐が受注者と公告の日又は指名の日において3カ月以上の雇用関係があること。

#### （3）特例監理技術者を配置する場合の留意事項

- ① 監理技術者が兼務する場合の体制について、次の全てを満たしていることを条件とします。
  - ・兼務するそれぞれの工事において、監理技術者補佐を専任で配置すること。
  - ・特例監理技術者は施工における主要な施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - ・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
  - ・監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ② 特例監理技術者は、現場代理人との兼務は不可です。  
監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務は可能です。

#### （4）特例監理技術者の配置を希望する場合の提出書類について

##### ①入札書の提出時

かながわ電子入札システムにおいて、入札書に「配置予定現場代理人・特例監理技術者・監理技術者補佐届」（様式の掲載場所は下記③を参照）を添付してください。（複数の配置予定を希望する場合は当該届出を複数提出することも可能です。）この様式のエクセルシートを、入札時添付資料のシート末尾にコピ

一して貼り付け、必要事項を入力し、電子入札システム内において提出してください。なお、「配置予定現場代理人・特例監理技術者・監理技術者補佐届」以外に「配置予定現場代理人・主任技術者届」も併せて提出して頂くこともできます。

※特例監理技術者が兼務する予定の工事2件のうち、一方の工事のみ落札候補となるなど、特例監理技術者としての配置ができない場合は、特例監理技術者として配置される予定だった者は、監理技術者として取り扱うこととします。

#### ②契約締結時

「現場代理人届・特例監理技術者届・監理技術者補佐届」を提出してください。

※特例監理技術者が兼務するもう一方の工事についても、「現場代理人届・特例監理技術者届・監理技術者補佐届」を改めて作成し、契約時に提出してください。また、「特例監理技術者配置届」（様式の掲載場所は下記③を参照）についても、併せて提出してください。

#### ③様式の掲載場所

「現場代理人届・特例監理技術者届・監理技術者補佐届」等の様式は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード（電子サービス）」→「契約」→「工事請負契約書等様式集」に掲載しています。

### 4 その他

#### (1) 現場代理人、主任（監理）技術者等（監理技術者補佐を含む）の雇用関係

主任（監理）技術者等は、所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。現場代理人についても同様の雇用関係にあることを必要とします。例えば在籍出向者、派遣社員については直接的な関係にあるとはいえません。なお、本市では主任（監理）技術者等が建設業者（入札参加申請業者又は指名業者）と公告の日又は指名の日において3ヶ月以上の雇用関係があることを次の書類（加入証明書を除きいずれの書類も写し可。ただし、写しの場合は所定の様式を用いた場合に限る）により確認します。

事業所	必要な書類
○ 法人事業所 ○ 常時5人以上の従業員を使用する個人事業所	<p>◎ 健康保険被保険者証又は加入証明書（各事業所に応じた健康保険法に定める健康保険のもので所属事業所名及び加入年月日が表示されていること）</p> <p>※主な健康保険被保険者証又は加入証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金事務所の場合は健康保険被保険者証</li> <li>・ 建設国保組合の場合は加入証明書</li> <li>・ 健康保険組合の場合は健康保険被保険者証</li> </ul>
○ 5人未満の従業員を使用する個人事業所	<p>◎ 健康保険被保険者証又は加入証明書（所属事業所名及び加入年月日が表示されていること）</p> <p>◎ 上記を交付していない場合は、次のいずれかの書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用保険被保険者証</li> <li>・ 雇用保険被保険者通知書</li> <li>・ 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</li> </ul>

(2) 主任（監理）技術者等の専任期間

主任（監理）技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は原則として、契約日から検査完了日までとなります。

(3) 主任（監理）技術者等の途中交代

主任（監理）技術者等の途中交代は原則、主任（監理）技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合等を除き認められません。なお、やむを得ず交代する場合は、建設工事を請け負った建設業者は、監督員（担当課）及び契約担当者（契約課）と事前に協議を行った後、主任（監理）技術者等の変更届の提出が必要となります。

(4) 監理技術者の設置

発注者（市）から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければなりません。また、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置してください。

(5) 監理技術者の資格等

公共工事における専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講している必要があります。

監理技術者として現場に配置される場合には、**監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（修了履歴の貼付）の携帯が必要となります。**

※ 主任（監理）技術者等に関する制度の詳細については、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日国不建第457号）等を参照してください。

相模原市役所財政局契約課  
電話 042（769）8217